

石岡市就学援助事務取扱要綱

平成21年3月26日

教育委員会告示第8号

改正 平成23年9月15日教委告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健法(昭和33年法律第56号)第17条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対し、石岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う必要な援助(以下「就学援助」という。)に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(就学援助を受けられる保護者)

第2条 就学援助を受けられる保護者(以下「保護者」という。)は、石岡市立小中学校に在学する児童及び生徒の保護者並びに区域外就学者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号の要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者

(就学援助の方法)

第3条 就学援助の方法は、次に掲げる経費について、金銭又は現物(以下「援助費」という。)を支給することにより行うものとする。ただし、法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては第1号から第8号までに掲げる経費に係る援助費について、それぞれ支給しないものとする。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費(小学校又は中学校の第1学年に在学する児童又は生徒を除く。)

(3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)

(4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)

(5) 体育実技用具費

(6) 新入学児童生徒学用品費等

(7) 修学旅行費

(8) 学校給食費

(9) 医療費

(10) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が特に必要と認める経費

(援助費の支給額等)

第4条 援助費の支給額は、毎年度予算の範囲内において、教育委員会が別に定める。

2 次条第1項ただし書に規定する保護者に対し、前条第1項第1号、第2号及び第8号に規定する経費に係る援助費を支給する場合は、原則として、月割計算によりこれを算出し行うものとする。この場合において、当該月割計算は、第6条第1号の認定を行った日の属する月から起算するものとし、当該援助費に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 次条第1項第2号に規定する保護者に対し、前条第1項第6号に規定する経費に係る援助費を支給する場合は、原則として、同項第2号に規定する経費に係る援助費の月割計算によりこれを算出し行うものとする。この場合において、前項後段の規定は、前段の援助費を算出する場合に準用する。

4 前2項の規定は、第8条に規定する認定保護者が他市町村に転出する場合において教育委員会が支給することとなる当該援助費の算出方法について、準用する。

(就学援助の認定申請)

第5条 保護者は、援助費の支給を受けようとするときは、就学援助認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を原則として当該支給を受けようとする年度の前年度の3月末日までに、児童生徒が在学する小中学校の校長(以下「校長」という。)を經由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期日までに提出するものとする。

(1) 新入学児童・生徒の保護者 当該新入学の年度の4月末日

(2) 年度途中から援助費の支給を受けようとする保護者 教育委員会が別に指定する日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があると認められる者に対しては、同項に規定する期日を変更することができる。

3 校長は、前2項の規定に基づき保護者から認定申請書が提出されたときは、速やかに、要保護及び準要保護児童生徒に係る世帯票(様式第2号。以下「世帯票」という。)を2部作成し、認定申請書とともに教育委員会へ送付しなければならない。

(就学援助の認定等)

第6条 教育委員会は、前条の規定に基づき認定申請書及び世帯票が提出されたときは、

その内容を審査するとともに、就学援助に関する認否の判定(以下「認否判定」という。)を行うものとする。この場合において、審査に当たり、当該学校長の意見及び福祉関係機関の助言を求めることができる。

2 教育委員会は、必要があるときは、所得状況を確認することができる書類の提出を求めることができる。

3 教育委員会は、前項の規定による認否判定を行ったときは、次の各号に定めるところにより、校長を経由して、保護者にその結果を通知するものとする。

(1) 就学援助の認定を行った場合 就学援助認定通知書(様式第3号)

(2) 就学援助の認定を行わなかった場合 就学援助否認定通知書(様式第4号)

4 教育委員会は、前項の規定による通知のほか、世帯票により認否判定の結果を校長に通知するものとする。

(援助費支給計画の通知)

第7条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助の認定を行ったときは、就学援助費支給計画通知書(様式第5号。以下「支給計画通知書」という。)によりその内容を校長に通知するものとする。

(事務処理の委任)

第8条 第6条の規定に基づき就学援助の認定を受けた保護者(以下「認定保護者」という。)は、援助費の請求及び受領等の事務処理を校長に委任するものとする。この場合において、当該認定保護者は、委任状(様式第6号。以下「委任状」という。)を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

(援助費の支給)

第9条 校長は、前条の規定により認定保護者から委任を受けた場合において、当該認定保護者に係る援助費の交付を受けようとするときは、請求書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前条の請求書を受理した場合において、援助費を金銭により支給する場合は、石岡市財務規則(平成17年石岡市規則第56号)に基づき、当該援助費を校長が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(就学援助認定取下げの申出)

第10条 認定保護者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る援助費の支給を受ける事由が消滅したときは、速やかに、就学援助認定取下申出書(様式第7号)によりそ

の旨を校長を経由して教育委員会に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第11条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により援助費の支給を受けたとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、就学援助認定取消通知書(様式第8号)を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の認定保護者に対し、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、教育委員会は、就学援助費返還命令書(様式第9号。以下「返還命令書」という。)によりその旨を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

(支給明細書の作成等)

第12条 校長は、援助費の支給事務を適正に管理、執行するため、就学援助費個人支給明細書(様式第10号。以下「支給明細書」という。)を作成し、これを備え付けておかなければならない。

(援助費支給の完了報告)

第13条 校長は、当該年度における援助費の支給事務が完了したときは、教育委員会に、支給明細書を提出しその確認を受けるものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか就学援助の事務取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月15日教委告示第27号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市就学援助取扱事務要綱の規定は、平成23年9月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

(平23教委告示27・全改)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第12条関係)